

国立大学法人東京医科歯科大学フィットネスルーム利用要項

平成24年7月16日
学生支援担当副学長制定

(目的)

第1条 この要項は、東京医科歯科大学フィットネスルーム利用内規（平成24年7月16日制定。以下「利用内規」という。）第9条に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学フィットネスルームの利用に際して必要な事項を定める。

(開館時間及び休館日)

第2条 フィットネスルームの開館時間は原則として、月曜日から金曜日までの12時00分から21時00分までとする。ただし、特別の事由があり管理運営責任者が認めた場合には、開館時間を変更することができる。

2 休館日は次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 管理運営責任者が指定した日

3 前2項にかかわらず、管理運営責任者が認めた場合に限り、開館時間以外の時間又は休館日に利用することができる。

(利用料等)

第3条 利用者は、フィットネスルームの利用にあたって、1回500円の利用料を負担するものとする。

2 前項の負担は、次の各号に定める会費の納付によって代えることができる。

(1) 学生 6,000円

(2) 役職員 12,000円

3 利用者は、有料プログラムへ参加する場合は、1回500円の参加料を負担するものとする。

(利用料等の納付)

第4条 利用料等の納付については、大学が指定する方法により支払うものとする。

2 前条第2項に定める会費の納付を希望する者は、所定の申込書に記入の上、学生支援室に提出するものとする。

(会員証)

第5条 学生支援室は、前条第2項の申込書の提出を受け、第3条第2項に規定する会費の納付の確認後、速やかに会員証を作成し、利用者に交付しなければならない。

2 前項の会員証の有効期間は、申込書の利用開始日から1年間とする。ただし、有効期間内であっても、本学の学生又は役職員の身分を失った場合は利用することができない。

- 3 利用者は会員証を紛失した場合は、速やかに学生支援室に申し出るものとする。ただし、再発行に要する費用は利用者の負担とする。
- 4 会員証の転貸などの不正があった場合は、その会員証を無効とする。

附 則

この要項は、平成24年7月16日から施行する。

附 則（平成25年4月18日制定）

この要項は、平成25年4月18日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則（平成25年6月21日制定）

この要項は、平成25年7月1日から施行し、平成25年6月16日より適用する。

附 則（平成26年5月21日制定）

この要項は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月12日制定）

この要項は、平成30年6月12日から施行する。

附 則（令和元年12月26日制定）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。